

就業規則

第1章 総 則

第1条（目的）

この規則は、労働基準法（以下「労基法」という。）第89条に基づき、社会福祉法人伸康会（以下「法人」という。）の職員の就業に関する事項を定めるものである。

- 2 この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

第2条（適用範囲）

この規則は、この規則に定める手続きを経て採用された者に適用する。

- 2 パートタイム労働者等の就業に関する事項については、別に定めるところによる。

第3条（規則の遵守）

法人は、この規則に定める労働条件により、職員に就業させる義務を負う。また、職員は、この規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、異動等

第4条（採用手続）

法人は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。

第5条（採用時の提出書類）

職員として採用された者は、採用された日から14日以内に、次の書類を提出しなければならない。

- ①誓約書
- ②住民票記載事項証明書
- ③源泉徴収票（入社の年に給与所得があった者）
- ④扶養親族届（該当者のみ）
- ⑤年金手帳（該当者のみ）
- ⑥雇用保険被保険者証（該当者のみ）
- ⑦通勤届
- ⑧健康診断書（3カ月以内のもの）
- ⑨その他、法人が指定した書類

第6条（試用期間）

新たに採用された者については（人事異動で配属先が変更となった者を含む）、採用の日から3カ月間を試用期間とするが、3ヶ月前に本採用となった場合は、本採用通知書を本人に交付する。

- 2 3ヶ月で本採用の適否が判断できない場合は、試用期間を延長することがある。その場合、試用期間延長通知書を本人に交付する。

- 3 試用期間中に、次のいずれかに該当するときは、法人は正職員としての採用を取り消し、契約内容を変更する。この場合、1ヶ月評価、2ヶ月評価で判断するものとする。

- ①無断欠勤・遅刻をしばしば繰り返す等勤怠が悪い場合
- ②正当な理由もなく、上司の指示命令に従わないまたは反抗的な態度が改まらない場合
- ③協調性がなく、社内秩序を乱すような行為を続ける場合
- ④指導したにもかかわらず職務遂行能力が他職員と同等レベルでの見通しが立たない場合
- ⑤重要な経歴を偽っていた場合
- ⑥精神の状態を含む健康状態が悪い場合
- ⑦他職員からの苦情が散見され、業務運営上、支障が出ると判断した場合

- 4 試用期間の最初の14日（入社日から暦日数で計算）以内に解雇する場合は30日分の平均賃金

の支給はしない。または30日前の解雇予告も行わない。

- 5 試用期間は、勤続年数に通算する。

第7条（労働条件の明示）

法人は、職員を採用するとき、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書を交付して労働条件を明示するものとする。

第8条（人事異動）

法人は、業務上必要がある場合、職種変更または配置転換を命ずることがある。ただし、②③による異動対象者については、試用期間の扱いに準じ、勤務評価をするものとする。

- ①経営の簡素化、事業の縮小、職務の改廃等、事業運営上必要と判断したとき
- ②他職員からの苦情が散見されるなど、業務運営上、支障が生じると判断したとき
- ③利用者からの苦情又は利用者に対する危険行為がみられ、業務に支障が生じると判断したとき

2 異動元上長は異動先上長に、異動対象者の現評価について事前に申し送るものとする。

3 法人は、業務上必要がある場合、役職を命じ、または免ずることがある。その場合は、以下に該当する場合とする。

- ①法人の方針に沿って行動できず、業務運営上、支障が生じると判断したとき
- ②部下または利用者からの苦情・不安等が認められ、業務運営上、支障が生じると判断したとき

③他部署・他職員との連携不調が認められ、業務運営上、支障が生じると判断したとき

4 第1項及び前項の場合、職員は正当な理由なくこれを拒むことができない。

き

第9条（短時間正社員制度）

3年以上勤務経験ある職員で、家族の介護、通院、子の養育、看護学校通学などやむを得ない事

情によりフルタイム勤務が難しい場合は、短時間勤務制度を申請することができる。

申出対象	適用期間
・子どもの養育のため	小学校入学まで
・家族の介護のため	申し出から1年間
・難病等で定期通院が必要なため	申し出から2年間
・看護学校通学で短時間勤務となるため	2年間

2 賃金は、正職員の労働時間に対する時間割合に応じて支給する。賞与も同様とする。

3 適用期間中であっても、本人の希望で元の労働時間に変更できるものとする。

第10条（休職）

職員が、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の期間休職とする。

- 1 業務外傷病により欠勤が30日を経過しても治癒しないとき
 - 2 精神または身体上の疾患により、欠勤が続くなど完全な労務提供ができないとき
 - 3 生死不明または所在不明等の都合による欠勤が、7日を越えたとき
 - 4 刑事事件に関連し、相当期間就業ができないとき
 - 5 前各号の他、特別な事由により休職させる必要があると認められたとき
- 2 前項第1号及び第2号の場合、必要に応じ医師の診断書（法人所定様式）を提出させる場合がある。この場合、医師との必要な診察・面談等に協力しなければならない。
- 3 休職期間は、欠勤した日から90日とする。
 - 4 休職期間は、給与を支給しない。
 - 5 休職期間は、勤続年数に通算しない。
 - 6 休職が複数回におよぶ場合、同一又は類似した理由で再休職が認められた場合には休職期間を通算し、休職期間は本条の第1項の期間を限度とする。
 - 7 休職期間中の職員の負担すべき社会保険料は、会社が立替払いするものとし、職員は会社に対して、法人が指定した方法により払い込むものとする。

- 8 休職中の職員が復職を法人に願い出たときは、次により復職させる。
- ①医師の診断により、労働に支障がないと認めたとき
 - ②休職の事由が消滅したと認めたとき

第3章 服務規律

第11条（服務）

職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、法人の指示命令に従い、職務能率の向上及び職場秩序の維持に努めなければならない。

第12条（遵守事項）

職員は、以下の事項を守らなければならない。

- 1 別表2をチェックし、業務に入ること
- 2 許可なく職務以外の目的で法人の施設、物品等を使用しないこと。
- 3 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと
- 4 勤務中は職務に専念すること
- 5 正当な理由なく勤務場所を離れないこと
- 6 互いに協力し、上司及び同僚から指示又は指摘されたことには素直に従うこと
- 7 円滑な職務遂行を妨げないこと
- 8 業務に関係のない外部の者を許可なく法人施設の構内に立ち入らせないこと。また、法人の許可なく、ビラ、のぼり、腕章、ワッペン等を施設内において掲示、身につける等の行為を行わないこと
- 9 在職中及び退職後においても、業務上知り得た法人、利用者・家族、取引先等の機密を漏洩しないこと。
- 10 酒気を帯びて就業しないこと
- 11 法人の名誉や信用を損なう行為をしないこと
- 12 その他職員としてふさわしくない行為をしないこと

2 前項各号のいずれかに該当する者に対して当規則第47条により、相応の処分を課することがある。

第13条（職場のパワーハラスメントの禁止）

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他の職員に精神的・身体的苦痛を与えるまたは就業環境を害するようなことをしてはならない。

第14条（セクシュアルハラスメントの禁止）

性的言動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

第15条（妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止）

妊娠・出産等に関する嫌がらせなどの言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する制度又は措置の利用に関する不当な取り扱いにより、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

第16条（その他あらゆるハラスメントの禁止）

第12条から前条までに規定するもののほか、性的指向・性自認に関する言動によるものなど職

場におけるあらゆるハラスメントにより、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

第17条（個人情報保護及び秘密の保持）

職員は、法人及び取引先等に関する情報の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に関係の

ない情報を不正に取得してはならない。

2 職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた施設及び取引先等に関するデータ・情報書類等を速やかに返却しなければならない。

3 業務上知り得た利用者及びご家族の秘密を口外してはならない。退職後も同様とする。

第18条（始業及び終業時刻の記録）

職員は、始業及び終業時に自ら出勤簿に記載し、始業及び終業の時刻を記録しなければならない。

第19条（遅刻、早退、欠勤等）

職員は、遅刻、早退もしくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で事業場から外出する際は、事前に上長に対し申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出しができなかった場合は、事後に速やかに届出をし、承認を得なければならない。

2 前項の場合は、原則として不就労分に対応する賃金は控除する。

3 傷病のため継続して5日以上欠勤するときは、医師の診断書提出しなければならない。

第4章 労働時間、休憩及び休日

第20条（労働時間及び休憩時間）

労働時間は、1週間については40時間、1日については8時間とする。ただし、個別の雇用契約書において別の定めをした場合はその定めによる。

2 始業・終業時刻は別表1のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。

3 11時00分から15時00分の240分間のうち、交替制により60分を休憩時間とする。

第21条（休日）

職員の休日は、次のとおりとする。

- ①週単位での2日とする。ただし、シフト勤務の場合は月単位での変形労働時間制とする。
- ②冬期（12月30日～1月3日）
- ③夏期（8月13日・14日）
- ④その他法人が定めた日

2 ただし、当該休日が出勤日の場合、その月内で振り替えるものとする。ただし、その月に振り替

え出来ない場合は、休日出勤として扱う。

3 個別の雇用契約書において別の定めをした場合は、その定めによる

第22条（時間外および休日労働）

業務の都合により、第20条の所定労働時間を超え、または、第21条の所定休日に労働させることがある。

2 前項の場合、法定労働時間を越える労働または法定休日における労働については、あらかじめ法人は職員の過半数代表者と書面による労使協定を締結するとともに、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

3 妊娠中の女性、産後1年を経過しない女性職員（以下「妊娠婦」という）であって請求した

者及び18歳未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは深夜（午後10時

から午前5時まで）労働に従事させない。

- 4 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第1項から前項までの制限を超えて、所定労働時間外又は休日に労働させることがある。ただし、この場合であっても、請求のあった妊産婦については、所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。

第5章 休暇等

第23条（年次有給休暇）

年次有給休暇は、以下の条件を満たすものに下表に応じた日数を付与する。ただし、入社後6ヶ月経過までに慶弔に限定し、所属長の判断により前倒しして与えることがある。

- ①継続勤務＝雇入れ日から起算して3ヶ月連続勤務
②出勤成績＝全労働日の8割以上の出勤率

基準日	最初	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 前項で付与された以降の年次有給休暇については、4月1日を基準とする一括取扱をするものとし、その後の年次有給休暇の年度は、毎度4月1日より翌年3月31日までとする。
3 当該年度に新たに付与した年次有給休暇の全部又は一部を取得しなかった場合には、その残20日を限度に翌年度に繰り越すことができる。
4 年次有給休暇は、原則として7日前までに所定の手続きによる届け出を行うこと。ただし、法人は事業の正常な運営に支障がある場合は、職員の指定した時季を変更することがある。
5 前項の定めにかかわらず、職員代表者との書面協定により、各職員の有する年次有給休暇のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して与えることがある。
6 第1項の出勤率の算定に当たっては、下記の期間については出勤したものとして取り扱う。
①年次有給休暇を取得した期間
②産前産後の休業期間
③育児・介護休業法に基づく育児休業および介護休業した期間
④業務上の負傷又は疾病により療養のために休業した期間
⑤慶弔休暇の期間
7 付与日から1年内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年内に限り繰り越して取得することができる。
8 年次有給休暇の取得単位は原則として1日とする。ただし、職員の希望により半日単位の取得も可能とする。その場合、勤務時間の2分の1以下をもって半日休暇とする。
9 年次有給休暇中に第21条の休日が介在する場合は、休日として扱い、有給休暇に含めない。
10 退職日をもって、有給休暇の申請・取得はできない

第24条（産前産後の休業）

- 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の女性職員から請求があったときは、休業させる。
2 産後8週間を経過していない女性職員は、就業させない。

第25条（母性健康管理のための休暇等）

- 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受けるために申出があったときは、次の範囲で時間内通院を認める。
①産前の場合・・・妊娠23週まで4週に1回

妊娠24週から35週まで2週に1回
妊娠36週から出産まで1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下、医師等という。）がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な時間

②産後（1年以内）の場合

医師等の指示により必要な時間

- 2 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性労働者から、保健指導又は健康診査に基づき勤務時間等について医師等の指導を受けた旨申出があった場合、次の措置を講ずる。

①通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間の短縮また

は1時間以内の時差出勤

②妊娠中の休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長や休憩の回数を増やす

③妊娠中または出産後の女性職員が、その症状等に関して指導された場合は、医師等の指導

事

項を遵守するための作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等の措置をとる。

第26条（育児時間及び生理休暇）

生後1年未満の生児を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほか1日に2回、1回について30分の育児時間を与える。ただし、1日の勤務時間が4時間以内の女性については、1回のみとする。

- 2 生理日の就業が著しく困難な女性職員があらかじめ請求があったときは、必要な期間休暇を与える。
- 3 第1項及び2項の場合、無給とする。

第27条（育児・介護休業、子の看護休暇等）

職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けることができる。

- 2 育児休業、介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業等規程」で定める。

第28条（慶弔休暇）

職員が、次の各号に該当するときは休暇を与える。ただし、①については消化期限を婚姻届提出

日から6ヶ月以内とする。

- | | |
|-------------|------------------|
| ①本人が結婚したとき | 5日（公休を含めた連続する日数） |
| ②配偶者が出産したとき | 5日（公休を含めた連続する日数） |
| ③親族が死亡したとき | 7日（公休を含めた連続する日数） |

※親族=配偶者、子・父母・祖父母・兄弟、配偶者の父母・同居親族

第29条（裁判員等のための休暇）

職員が裁判員若しくは補充裁判員となった場合又は裁判員候補者となった場合には、次のとおり

休暇を与える。

- | | |
|-------------------|--------|
| ①裁判員又は補充裁判員となった場合 | 必要な日数 |
| ②裁判員候補者となった場合 | 必要な時間。 |

第6章 賃金

第30条（賃金）

賃金に関する事項は別に定める人事給与規程による。

第7章 定年、退職及び解雇

第31条（定年等）

職員の定年は、満65歳の誕生日とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、定年後も引き続き雇用されることを希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない職員については、法人が認めた者に限り、個別の雇用契約に基づき、満70歳の誕生日まで再雇用する。ただし、その場合は年度末までの契約とし、パートタイマー等就業規則を適用する。

第32条（退職）

前条に定めるもののほか、職員が次のいずれかに該当するときは、その日を退職の日とする。

- 1 死亡したとき
 - 2 休職期間が満了した年月日
 - 3 本人の都合により退職を届け出た年月日（最低90日前に意思表示する）
 - 4 生死不明または所在不明になって30日を経過した年月日
 - 5 法人が退職を勧奨し、本人がこれを了承した年月日
- 2 退職を希望する者は、最低退職日の90日前に意思表示すること。また、退職届を所属長に提出するものとする。
- 3 退職の際は、法人からの支給品等はすべて所属長又は法人本部に返却するものとする。
- 4 退職手続完了後、関係書類（離職票など）を本人指定の住所に郵送する。

第33条（解雇）

職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ①勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき
- ②勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等就業に適さないとき。
- ③精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
- ④試用期間における作業能率又は勤務態度が著しく不良で、職員として不適格であると認められたとき。
- ⑤第48条に定める懲戒解雇事由に該当する事実が認められたとき。
- ⑥事業の運営上又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事由により、事業の縮小又は部門

の閉鎖等を行う必要が生じ、かつ他の職務への転換が困難なとき。

⑦その他前各号に準ずるやむを得ない事由があったとき。

- 2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をする。予告しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇予告手当として支払う。ただし、予告の日数につい

ては、解雇予告手当を支払った日数だけ短縮することができる。

- 3 前項の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて職員を第66条第65条第1項第4号に定める懲

戒解雇にする場合又は次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は適用しない。

- ①日々雇い入れられる職員（ただし、1ヶ月を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ②2ヶ月以内の期間を定めて使用する職員（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- ③試用期間中の職員（ただし、14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）

- 4 第1項の規定による職員の解雇に際して職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

第34条（解雇の制限）

職員が業務上の傷病により療養の為休業する期間及びその後30日間、並びに産前産後の女性が休業する期間及びその後30日間は解雇しない。ただし、業務上の傷病による休業期間が3年におよび打切補償を支給されたとき、もしくは労働者災害補償保険法第19条の定めにより打切補償を支払ったものとみなされたときは、この限りではない。

- 2 天災事変その他やむを得ない事由の為事業の継続が不可能となった場合で、労働基準監督署長により解雇予告除外認定を受けたときは前項の規定を適用しない。

第8章 退職金

第35条（退職金の支給）

職員が退職したときの退職金は、別表3により支給する。ただし、社会保障制度の状況・経済情勢等の変動ならびに法人経営上、著しい変動があったときは、この支給表を適宜改廃するものとする。

- 2 法人が貸付残高や損害賠償額を有する場合、退職金で相殺する。
- 3 職員が懲戒処分されたときは、退職金の一部又は全額を支給しないことがある。
- 4 繼続雇用制度の対象者については、定年時に退職金を支給することとし、その後の再雇用については退職金を支給しない。
- 5 退職金は、支給事由の生じた日から3ヶ月以内に支給する。
- 6 退職の申し出が実働終了日の90日未満の場合、退職金は支給しない。

第9章 無期労働契約への転換

第36条（無期労働契約への転換）

期間の定めのある労働契約（有期労働契約）で雇用する職員のうち、通算契約期間が5年を超える職員は、別に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）での雇用に転換することができること。

第10章 安全衛生及び災害補償

第37条（遵守事項）

法人は、労働者の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成のために必要な措置を講ずる。

- 2 職員は、安全衛生に関する法令及び会社の指示を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。
- 3 職員は安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。
 - ①機械設備、工具等の就業前点検を徹底すること。また、異常を認めたときは、速やかに報告し、指示に従うこと。
 - ②保護具の着用が必要な作業については、必ず着用すること。
 - ③常に整理整頓に努め、通路、避難口又は消火設備のある所に物品を置かないこと。
 - ④火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに臨機の措置をとり、上司に報告し、その指示に従うこと。

第38条（健康診断）

- 職員は、健康を保持するため、毎年1回定期に健康診断を行う。
- 2 前項の健康診断の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

第39条（長時間労働者に対する面接指導）

法人は、労働者の労働時間の状況を把握する。

2 長時間の労働により疲労の蓄積が認められる職員に対し、その者の申出により医師による面接指導を行う。

3 前項の面接指導の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命ずることがある。

第40条（ストレスチェック）

職員に対しては、毎年1回、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行ふ。

2 前項のストレスチェックの結果、ストレスが高く、面接指導が必要であると認めた職員に対し、

その者の申出により医師による面接指導を行う。

3 前項の面接指導の結果必要と認めるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜業の回数の減少等、必要な措置を命ずることがある。

第41条（健康管理上の個人情報取扱い）

法人は職員の心身の状態に関する情報を適正に取り扱う。

第42条（安全衛生教育）

職員に対し、雇入れの際及び配置換え等により作業内容を変更した場合、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。

2 職員は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。

第43条（災害補償）

職員が業務上の事由又は通勤により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、労基法及び労働者災害補償保険法に定めるところにより災害補償を行う。

第44条（就業禁止）

法人は、職員がつぎの覚悟のいずれかに該当する場合は、就業を禁止することができる。

(1) ss 職員及び同居家族又は同居人が法定伝染病い罹患したとき

(2) 心臓、腎臓、肺などの疾病で、就業することで疾患が憎悪する恐れがあるとき

(3) 精神疾患を罹患している場合で、就業が困難と認められるとき

(4) その他、心身の状態が悪く、就業が困難と認められるとき

2 職員または同居人が他人に感染する恐れのある疾患にかかり、またはその疑いのある場合には、直ちに上司に報告し、必要な指示を受けなければならない。

第11章 職業訓練

第45条（教育訓練）

法人は、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、職員に対し、必要な教育訓練を行う。

2 職員は、法人から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

第12章 表彰及び制裁

第46条 (表彰)

法人は、職員が次のいずれかに該当するときは、表彰することがある。

- ①業務上顕著な功績があったとき
- ②災害を未然に防止し、または非常のとき特に功労があったとき
- ③その他特に表彰の必要があると認めたとき

2 表彰は、原則として法人のイベント時に行う。

第47条 (懲戒の種類)

法人は、職員が次のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

- ①譴 責：始末書をとり将来を戒める
- ②減 給：始末書をとり1回の事案に対する額が平均賃金の1日分の半額、複数の事案の総額が1ヶ月の賃金総額の10分の1の範囲で行う。
- ③出勤停止：始末書をとり7日以内の出勤を停止しその期間中の賃金は支払わない。
ただし、状況により期間を延長する場合がある。
- ④論旨退職：非を諭し、勧告退職させる。
ただし、処分を受け、1週間以内に退職願いを提出しない時は懲戒解雇とする。
- ⑤懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において所轄労働基準監督署長の認定を受けたときは、予告手当(平均賃金の30日分)を支払わない。

第48条 (懲戒事由)

職員が、次のいずれかに該当するときは、情状に応じ、譴責、減給、出勤停止とする。

- 1. 不當に人を中傷するなど、他の従業員との協調性を著しく欠くとき
(噂話・ネット掲示板の書き込みなど話題にする、攻撃的な言動をするなど含む)
 - 2. 素行不良で、会社の秩序・風紀を乱す行為(セクシュアルハラスメントおよびパワーハラスマントを含む)があったとき
 - 3. 酒気を帯びて運転するおそれのある者に対して酒類を提供し、または飲酒を勧め、あるいは酒気帯び運転・酒酔い運転を容認したとき
 - 4. 就業時間中に許可無く私用を行い、また職場を離れ、業務に支障をきたしたとき
 - 5. 業務に対する誠意を欠き、職務怠慢と認められるとき
 - 6. 正当な理由なく、再三わたり遅刻・早退・私用外出を行い、もしくは無断欠勤したとき
 - 7. 業務に関する手続き、届出、出勤簿の記入等を偽り、または怠ったとき
 - 8. 業務上の書類・伝票などを改変しましたは虚偽の申告・届出をしたとき
 - 9. 正当な理由なく職場内配置・出張・転勤・出向・職位決定・給与決定等の人事命令を拒否したとき
 - 10. 所属長または関連所属長の業務上の指示・命令に従わないとき
 - 11. 部下に対して、必要な指示、注意、指導を怠り、時間外労働を適切に管理しなかった時
 - 12. 法人の許可なく情報機器および媒体を社内に持ち込んだとき。または持ち出したとき
 - 13. 法人の掲示を故意に汚損もしくは改変し、または破棄したとき
 - 14. 本規則に定める服務規律・安全衛生等の各項に違反したとき
 - 15. マイナンバーまたは特定個人情報の取り扱いに関する定めに違反したとき
 - 16. 社会秩序を乱し、その情報の重いとき
 - 17. 故意又は重大な過失によって、法人に不利益を及ぼしたとき
 - 18. その他法人の規則・通達等に違反し、前各号に準ずる程度の不都合な行為があったとき
- 2 懲戒の適用については理事長が決定する。

第13章 公益通報者保護

第49条（公益通報者の保護）

法人は、職員から組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報があった場合には、別に定めるところにより処理を行う。

第14章 副業・兼業

第50条（副業・兼業）

職員は、事前申告により理事長の許可があれば、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

- 2 前項の業務に従事するにあたり、次の各号のいずれかに該当する場合には、法人はこれを禁止は制限することができる。
 - ①労務提供上の支障がある場合
 - ②企業機密が漏洩する場合
 - ③法人の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合
 - ④競合により、法人の利益を害する場合
- 3 副業として扱わない活動は以下のとおりである。
 - ・家業 ※ただし、扱いはパート就業規則に準ずる
 - ・有償ボランティア
 - ・公的機関の活動により報酬を得るもの（認定審査会、消防団、市役所の各種サポートなど）

第15章 雜 則

第51条（祝い金）

職員が結婚した場合は、結婚祝い金5,000円を支給する。申請する者は、証明書類（婚姻届等）を添えて申請すること。

- 2 職員又は職員の配偶者が出産した場合は、出産祝い金5,000円を支給する。申請する者は、証明書類（出産証明書、住民票等）を添えて申請すること。

第52条（弔慰金）

職員又はその親族が死亡した場合は、下表に基づき香典料を支給する。

給付区分	支給金額
職 員	30,000円
配偶者、実父母・同居義父母、子	10,000円
同居祖父母、義父母、兄弟姉妹	5,000円

第53条（傷病）

職員が業務上又は業務外の傷病で療養のため休業する場合には、下表の傷病見舞金を支給する。

給付区分	支給要件	支給金額
業務上傷病見舞金	傷病発生時から引き続き5日以上療養	10,000円
業務外傷病見舞金	傷病発生時から引き続き7日以上療養	5,000円

- 2 職務傷病見舞の場合は、支給額を増額し、又は見舞品を添えることがある。
- 3 傷病見舞金の支給を受けようとする場合は、原則として医師の発行する診断書を添付しなければならない。

第54条（災害）

職員が火災、風水害又はその他の不慮の災害により、住居等に損害を被った場合には、以下に定める災害見舞金を支給する。この場合、法人に罹災証明書を提出すること。

全壊・半壊、床上浸水 = 15, 000円
一部損傷又は床下浸水等 = 10, 000円

第55条（資格取得）

介護職員の資質向上を支援するため、下記資格取得者には祝い金30,000円を支給する。その場合、資格登録証（合格通知は不可）を法人に提出するものとする。

- ①介護福祉士、②社会福祉士または精神保健福祉士、③保育士、④介護支援専門員
- 2 ただし、以下の場合は支給対象外とする。
 - ・その資格取得を条件に採用された場合
 - ・その資格が現行の業務にとって必要と認めない場合
- 3 介護職員初任者研修を受講する者には、受講料の半額を補助する。
- 4 上記資格取得のため、資格取得に要する費用の貸し付けを希望する以下の職員には、無利子で貸し付ける。
 - ①勤続年数が3年以上、②勤務態度が良好な職員
- 5 前項の職員には、返済額を毎月の給与及び賞与支給額から控除するものとし、返済予定表等覚書を個別に取り交わすものとする。

第56条（損害賠償）

職員が故意または重大な過失によって法人に損害を与えた場合、損害の一部または全額を賠償させることができる。ただし、これによって第29条に定める懲戒処分を免れるものではない。

第57条（権利の帰属）

職員が職務上行った発明、考案、意匠、著作物等または商標、商号その他事業活動に用いられる商品または営業秘密、技術、情報などの知的財産権は法人に帰属する。

- 2 発明者およびその関係者は、職務上行った発明内容等について漏洩してはならない。
- 3 発明者は、法人の許可なく自ら産業財産権を受ける出願をしてはならない

第58条（競業避止）

職員は在職中および退職後1年間、法人の許可なく法人と競合する会社その他第三者の職員または役員となり、業務を行ったりは在職中に知り得た顧客及び職員の情報を使用してはならない。なお、職員は、法人から競業避止義務に関する誓約書を求められた場合、それを提出しなければならない。

第59条（附属規程）

この規則には次の規程が付属する。

給与規程 育児・介護休業規程 旅費規程 車両管理規程
苦情処理規程 個人情報保護規程 職員紹介採用制度規程

第60条（補則）

この規則を実施するにあたり、必要な細目等は理事長が定めることができる。

附 則

この就業規則は、令和4年5月1日から施行する。

(別表1) 勤務時間

	事業所名	勤務時間	
1	社会福祉法人 伸康会（介護老人保健施設平成の家） 弘前市独狐字石田121番地1 TEL:95-3981、FAX:95-3982	始業 7：30 始業 8：30 始業 9：00 始業 16：00	終業 16：30 終業 17：30 終業 18：00 終業 9：00
2	小規模多機能サービスまごの手 弘前市宮川3-17-7 TEL: 35-3300、FAX:35-3313	始業 7：30 始業 8：00 始業 8：30 始業 16：00	終業 16：30 終業 17：00 終業 17：30 終業 8：00
3	デイ365 弘前市独狐字松ヶ沢38番地1 TEL: 99-1212、FAX:99-1313	始業 7：30 始業 8：00 始業 8：30	終業 16：30 終業 17：00 終業 17：30
4	グループホームまごの手独狐 弘前市独狐字石田172番地1 TEL: 95-3000、FAX:95-3001	始業 7：00 始業 8：30 始業 9：30 始業 16：00	終業 16：00 終業 17：30 終業 18：30 終業 9：00
5	グループホームまごの手浜の町 弘前市浜の町東1-7-4 TEL: 38-1770、FAX:88-5699	始業 7：00 始業 8：30 始業 9：30 始業 16：00	終業 16：00 終業 17：30 終業 18：30 終業 9：00
6	ライフスマイル弘前 住所：弘前市桔梗野5-1-13 TEL: 88-8711、FAX:88-8712	始業 8：30 始業 16：00	終業 17：30 終業 9：00
7	弘前ビジネスアカデミー 弘前市石渡4-13-7 TEL: 88-8655、FAX:88-8656	始業 8：30	終業 17：30
8	音楽療育支援教室どれみの森 弘前市浜の町東1-7-4 TEL: 55-8150、FAX:88-8151	始業 8：00 始業 9：00 始業 9：30	終業 17：00 終業 18：00 終業 18：30
9	ココノバ弘前校 弘前市和徳町 TEL: 55-7715、FAX:55-7716	始業 8：00 始業 9：30	終業 17：00 終業 18：30
10	ココノバ黒石校 住所：黒石市緑ヶ丘108 TEL: 88-9456、FAX:88-9457	始業 9：00 始業 9：30 始業 10：00	終業 18：00 終業 18：30 終業 19：00
11	ココジョブ北園校 住所：弘前市北園1-2-19 TEL: 88-7778、FAX:88-7779	始業 8：00 始業 10：00	終業 17：00 終業 19：00
12	ココジョブジュニア 住所：弘前市独狐字石田121番地1 TEL:55-8852、FAX:55-8853	始業 8：00 始業 10：00	終業 17：00 終業 19：00
13	障がい者ケアホームらぼーる石渡 住所：弘前市石独狐字石田121番地1 TEL:55-8852、FAX: 55-8853	始業 8：30 始業 16：00	終業 17：30 終業 9：00

(別表2) 身だしなみチェック表

	チェック項目
髪	1. 色は指定範囲内になっているか？
	2. 寝癖はないか？
	3. 長い場合、きちんとまとめているか（束ねているか）？
	4. 清潔感はあるか（フケ、脂っぽさはないか）？
	5. 髮留め（色・形）が派手だったり、大きすぎていなか？
顔	6. 明るく健康的なナチュラルメイクか？
	7. 目やにはついていないか？
	8. 鼻毛は見えていないか？
	9. 口臭はないか？
	10. ひげの剃り残しはないか？
	11. メガネ（色・形・レンズ）が派手ではないか？
手	12. 傷つけないように、爪を短く切っているか？
	13. 手・指・爪が汚れていないか？
	14. マニキュアはつけていないか？
	15. 指輪はつけていないか？ ケア業務限定
服	16. 履物に汚れ、破れ、摩耗はないか？
	17. ズボンの裾は床についていないか？
	18. 服装は清潔なものを着用しているか？（シミ、シワ、破れ などないか）
	19. アクセサリーは外しているか？
ほか	20. 香水等をつけていないか？
	21. タバコを吸っていないか？（休憩時間含む） ※電子タバコも同様とする
	22. 病気・体調不良ではないか？
	23. タトゥ（入れ墨）を入れていないか？ ※利用者及び他職員に恐怖心を与えかねないため、程度にかかわらず禁止する
	24. 業務時間中における携帯電話の持ち込み・使用はしていないか？ ※職種・役職により例外はある
	25. 勤務中はガムを噛まない

(別表3) 退職一時金支給表

勤 続	支給率
3年	0.4
4年	0.7
5年	1.0
6年	1.4
7年	1.9
8年	2.4
9年	2.9
10年	3.4
11年	3.9
12年	4.4
13年	4.9
14年	5.4
15年～	5.9

(参考) 有給休暇計算表
令和4年度のケース

	4/1～9/30	10/1～3/31
平成27年	—	7回目
平成28年	7回目	6回目
平成29年	6回目	5回目
平成30年	5回目	4回目
平成31年（令和1年）	4回目	3回目
令和2年	3回目	2回目
令和3年	2回目	1回目
令和4年	1回目	—

